

介護サービス事業者の業務管理体制の整備及び届出について

平成21年5月1日から、介護サービス事業者（以下「事業者」といいます。）には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じて定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を、国、都道府県又は保険者に、遅滞なく届け出なければなりません。

1 事業者が整備しなければならない業務管理体制

（介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の39）

| | | | |
|--------------|-------------|-----------------------------------|-------------------|
| 業務管理体制の整備の内容 | | | 業務執行の状況の監査を定期的に実施 |
| | | 法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）の整備 | |
| | | 法令遵守責任者（法令を遵守するための体制の確保に係る責任者）の選任 | |
| 事業所等の数 | 1以上 20未満 | 20以上 100未満 | 100以上 |

- 事業所の数には、介護予防を含みます。例えば、訪問介護と介護予防訪問介護を併せて行っている事業所は、2とカウントします。
- 介護保険法第71条の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、介護保険法の事業所（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）の指定があったとみなされる場合は、事業所の数に含まれません。

2 届出事項

（介護保険法施行規則第140条の40）

| 届出事項 | 対象となる介護サービス事業者 |
|---|---------------------------|
| ① 事業者の ・名称（法人名） ・主たる事務所（本社・本部）の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名 ・事業所等の名称及び所在地 | 全ての事業者 |
| ② 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日等 | 全ての事業者 |
| ③ 「法令遵守規程」の概要 | 事業所等の数が <u>20以上</u> の事業者 |
| ④ 「業務執行の状況の監査」の方法の概要 | 事業所等の数が <u>100以上</u> の事業者 |

3 届出先

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

介護保険法の改正により、平成27年4月1日以降、業務管理体制整備の届出先が下記のとおりに変更されましたので御注意ください。

※ 届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所（本社・本部）の所在地で決まるものでないので、注意してください。

| 区 分 | 届出先 |
|---|---|
| ① 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者（注） | 厚生労働大臣 |
| ② 地域密着型サービス事業（介護予防を含む。）のみを行う事業者であって、全ての事業所等が一市町村内に所在する事業者 | 市町村長（福岡県介護保険広域連合に加入している市町村に所在する事業所等は、福岡県介護保険広域連合） |
| ③ 全ての事業所等が一政令指定都市内に所在する事業者 | 政令指定都市の市長（北九州市長又は福岡市長） |
| ④ ①～③以外の全ての事業者 | 都道府県知事（福岡県の場合は、所管の保健福祉（環境）事務所・県庁介護保険課に提出） |

（注）事業所等が2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者は、主たる事務所の所在地の都道府県知事が届出先となります。なお、各地方厚生局の管轄区域は、次表のとおりです。

| 地方厚生局 | 管轄区域 |
|---------|--|
| 北海道厚生局 | 北海道 |
| 東北厚生局 | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 |
| 関東信越厚生局 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県 |
| 東海北陸厚生局 | 富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 |
| 近畿厚生局 | 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 |
| 中国四国厚生局 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県 |
| 九州厚生局 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 |